

## ●規程改正の概要

要 旨	看護職員等の処遇改善を図るため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を盛り込んだ国の令和3年度補正予算が令和3年12月20日に成立したことを受け、看護職員を対象に賃金の1%程度（月額4,000円程度）の引き上げのための「救急病院勤務手当」を令和4年2月に創設。</li> <li>○ 令和4年10月以降は診療報酬において、地域で一定規模以上の救急医療を提供する医療機関に勤務する看護職員の賃金を3%程度（月額12,000円程度）引き上げるための看護職員処遇改善評価料が新設。</li> <li>○ 改善幅の増額（1%→3%）及び医療機関の実情に応じて加えることができるとする対象者の拡大を図るため、所要の改正を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「救急病院勤務手当」（月額定額※1手当）の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支給額※2 <ul style="list-style-type: none"> <li>正職員：看護師・改善幅に応じて現在の支給額に3を乗じた額 (10,500円、12,000円、18,000円)</li> <li>コメディカル等・12,000円</li> <li>会計年度：6,000円（平均3%程度の改善を満たす額）</li> </ul> </li> <li>(2) 支給対象者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>(従前) 中央病院に勤務する看護職員</li> <li>(改正後) 中央病院に勤務する看護職員及びコメディカル等厚生労働省通知において認められている職種</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※1 日額支給者については、日額の特殊勤務手当として支給。（日額:300円）      ※2 割り振られた週の勤務時間が38時間45分に満たない職員（短時間再任用職員、パートタイム会計年度任用職員）については、上記の額に当該職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>【参考】影響額（年額）：131,501千円 対象職員：999人      診療報酬収入額：119,998千円</p>
施行期日	令和4年10月1日から施行する。



職員給与規程 新旧対照表（令和4年10月1日適用）

新	旧
(救急病院勤務手当)	(救急病院勤務手当)
第51条の11 救急病院勤務手当は、中央病院に勤務する次の各号に掲げる職をもつて任用された職員が、病院業務に従事したときには支給する。	第51条の11 救急病院勤務手当は、中央病院に勤務する医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、病院業務に従事したときには支給する。
一 保健師	一
二 看護師	二
三 準看護師	三
四 看護補助	四
五 理学療法士	五
六 作業療法士	六
七 視能訓練士	七
八 言語聴覚士	八
九 歯科衛生士	九
十 診療放射線技師	十
十一 臨床検査技師	十一
十二 臨床工学技士	十二
十三 管理栄養士	十三
十四 栄養士	十四
十五 精神保健福祉士	十五
十六 社会福祉士	十六

十七 保育士

十八 救急救命士

十九 公認心理師

二十 医療事務補助のうち医師事務作業補助業務に従事する者

2 前項の手当の額は、勤務 1 月につき、以下の各号に掲げる額に応じ、次の各号とする。

ただし、割り振られた週の勤務時間が 38 時間 45 分に満たない場合は、当該各号に掲げる額に当該職員の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額とする。

二 第 1 項第 1 号から第 3 号までの職  
理事長が別に定める基準に従つて決定する看護等実践能力に

応じて、次に掲げる額とする。

1 看護等実践能力 1 10,500 円

2 看護等実践能力 2 12,000 円

3 看護等実践能力 3 18,000 円

二 第 1 項各号のうち前号に掲げる以外の職 12,000 円

三 前 2 号にかかわらず、第 1 項各号に掲げる職で地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第 1 条に定める会計年度任用職員である者 6,000 円

3 第 1 項各号に規定する職員のうち日額又は時間額の報酬の支払を受ける者が病院業務に従事したときは、第 2 項の規定は適用せ

2 前項の手当の額は、勤務 1 月につき、理事長が別に定める基準に従つて決定する看護等実践能力に応じて、次の各号に掲げる額とする。ただし、割り振られた週の勤務時間が 38 時間 45 分に満たない場合は、当該各号に掲げる額に当該職員の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 看護等実践能力 1 3,500 円  
二 看護等実践能力 2 4,000 円  
三 看護等実践能力 3 6,000 円

ず、この項の規定により支給することとし、当該手当の額は、勤務 1 日につき 300 円とする。ただし、業務に従事した時間が 4 時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この規程により受けるべき額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。



## 看護職員処遇改善評価料の試算（収入）

### ●職員数

中央病院		6月		7月		8月		3か月平均	
		実数	常勤換算	実数	常勤換算	実数	常勤換算	実数	常勤換算
正職員	看護師	680	678.7	677	675.3	676	674.3	677.7	676.1
	保健師	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1.0	1.0
	専門員	12	12.0	12	12.0	12	12.0	12.0	12.0
正職員 計		693	691.7	690	688.3	689	687.3	690.7	689.1
会計年度	常勤	15	15.0	15	15.0	15	15.0	15.0	15.0
	非常勤	13	8.7	13	8.7	13	8.7	13.0	8.7
会計年度 計		28	23.7	28	23.7	28	23.7	28.0	23.7
計		721	715.4	718	712.0	717	711.0	718.7	712.8

※数字は全て当月1日時点の職員数

※正職員には「育児短時間勤務」職員を含む

※会計年度任用職員の非常勤には、検査部所属の採血看護師を含む

※育児休業や傷病休職者は含まれている（除算していない）

### ●入院患者数

	6月		7月		8月		3か月平均	
	実数	除算後*	実数	除算後*	実数	除算後*	実数	除算後*
延べ入院患者数	12,894	12,787	13,919	13,798	14,853	14,780	13,888.7	13,788.3

※自由診療の患者は延べ入院患者数から除く

### ●算定式

$$\frac{\text{それぞれの医療機関} \times \text{看護職員の賃上げ必要額 (それぞれの医療機関の看護職員数} \times 12,000\text{円} \times \text{社会保険負担率)}}{\text{の必要点数}} = \text{それぞれの医療機関の延べ入院患者数} \times 10\text{円}$$

$$\frac{712.8 \times 12,000 \times 1.165}{13,788.3 \times 10} = 72.2708 \rightarrow 72\text{点/日}$$

◆試算 13,888人\* × 72点 × 10円 = 9,999千円/月 119,998千円/年

※自由診療の患者を含め当該加算は算定するため、試算は実数とする



## 看護職員処遇改善（救急病院業務手当）の試算（支出）

### ○正規職員（専門員含む）

#### ●看護職員（保健師、看護師）

（変更点）正職員の支給額単価を従前の3倍に増額

	従前	→	改正後	対象者数	必要経費	備考
看護等実践能力 1	3,500	→	10,500	292	3,066,000	専門員含む
看護等実践能力 2	4,000	→	12,000	292	3,504,000	保健師含む
看護等実践能力 3	6,000	→	18,000	101	1,818,000	
		計		685	8,388,000	①

#### ●コメディカル、看護補助、医師事務作業補助者【対象拡大】

$$12,000 \text{ 円} \times 135 \text{ 名} (\text{コメ: } 130 \text{ 名}, \text{ 看護補助: } 5 \text{ 名}) = 1,620,000 \text{ 円} \quad ②$$

### ○会計年度任用職員

$$6,000 \text{ 円} \times 136 \text{ 名※} = 816,000 \text{ 円} \quad ③$$

※常勤職員換算数

#### 6,000円とする理由

R3会計年度任用職員（今回の対象職種に限る）の平均総支給額から、期末手当相当分を控除したものを12月で除し改善率3%を乗じたものを千円単位で切り上げ

$$2,367 \text{ 千円} \div 12 \text{ 月} \times 3\% = 5,917.5 \text{ 円} \\ \approx 6,000 \text{ 円}$$

### ○会計年度任用職員（日額・夜間アルバイト）

$$(4H以上) 300 \text{ 円} \times 34 \text{ 名} \times 12 \text{ 日※} = 122,400 \text{ 円} \quad ④$$

$$(4H未満) 150 \text{ 円} \times 1 \text{ 名} \times 12 \text{ 日※} = 12,000 \text{ 円} \quad ⑤$$

※日数は1月の勤務日数上限（週3日 × 4週 = 12日）で積算

影響額（①～⑤計）： 10,959千円／月

（年額）： 131,501千円／年

※月額支給者については、実勤務日が半月に満たない場合不支給



●対象職種別職員数

職種	職員数 【R4. 9. 1時点】	職員数 (常勤換算)	対象	改正 内容
正規職員 (再任用含む)	看護師	684	681.5	(新) 支給 対象
	保健師	1	1.0	
	看護助手	5	5.0	
	社会福祉士	3	3.0	
	精神保健福祉士	1	1.0	
	診療放射線技師	30	29.8	
	管理栄養士	5	4.8	
	理学療法士	15	15.0	
	作業療法士	7	7.0	
	言語聴覚士	5	5.0	
	臨床検査技師	38	37.8	
	視能訓練士	3	3.0	
	臨床工学技士	20	20.0	
	歯科衛生士	2	2.0	
	心理士	1	1.0	
小計		820	816.9	
会計年度任用職員	看護スタッフ	28	21.9	(新) 支給 対象
	看護補助スタッフ	55	55.0	
	臨床検査技師	8	7.0	
	歯科衛生士	1	1.0	
	心理士	4	2.3	
	保育士	2	2.0	
	栄養士	1	0.8	
	医師事務作業補助者	46	46.0	
小計(月額)		145	136.0	(新) 日額支給
看護補助スタッフ(夜間)		34	9.3	
小計(日額)		34	9.3	
充当職員数(人)	999	962.2		

実人数

常勤換算

●他院の状況

[令和4年9月15日現在]

市立甲府病院	・本序で手続きが進まず10月改正は見送り (R4. 2時点でも処遇改善未実施)
国立病院機構甲府病院	・看護職員(非常勤含む)のみに限定し、12,000円に増額して支給予定
社会保険山梨病院	・コメディカル(医師事務除く)も含め支給予定 ・おおよそ収入額に見合う支給とするように単価を検討中
山梨大学医学部付属病院	・コメディカルも含め支給予定(医師事務作業補助については、同じ職種間で支給/不支給が混在するため非該当) ・単価について検討中(月75万円程度の持出しとなる試算) ・非常勤職員のうちパートタイムは金額を下げて定額設定(正職員の6~7割程度の想定)
県外の医療機関	・看護職員以外にも支給をしている機関は、回答(15病院)中、2病院(三重、山口) ・三重は看護補助+看護助手、山口は補助金対象のコメディカルをそれぞれ支給対象としている ・2病院以外も対象職種の拡大については検討中



保医発0905第2号  
令和4年9月5日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び  
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（看護の待遇改善）

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第269号）及び「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第270号）が告示され、本年10月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項については別添1、施設基準等及び保険医療機関からの届出に関する手続きの取扱いについては別添2のとおりであるので、その取扱いに遗漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知に規定するもののほか、基本診療料の通則的事項については、特に規定する場合を除き、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）を参照されたい。

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第2部 入院料等

第5節 看護職員処遇改善評価料

A 5 0 0 看護職員処遇改善評価料

看護職員処遇改善評価料は、地域で新型コロナウイルス感染症に係る医療など一定の役割を担う保険医療機関に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師の賃金を改善するための措置を実施することを評価したものであり、第1節入院基本料、第3節特定入院料又は第4節短期滞在手術等基本料（区分番号「A 4 0 0」の「1」短期滞在手術等基本料1を除く。）を算定している患者について、1日につき1回算定できる。

歯科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第2部 入院料等

第5節 看護職員処遇改善評価料

A 5 0 0 看護職員処遇改善評価料

医科点数表の区分番号「A 5 0 0」に掲げる看護職員処遇改善評価料の例により算定する。

看護職員処遇改善評価料の施設基準等

看護職員処遇改善評価料に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、以下のとおりとする。

1 看護職員処遇改善評価料に関する施設基準

(1) 以下のいずれかに該当すること。

ア 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当すること。

(イ) 区分番号「A205」に掲げる救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(ロ) 救急用の自動車（消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に規定する緊急自動車（傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。）をいう。）又は救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）による搬送件数（以下「救急搬送実績」という。）が、年間で200件以上であること。

イ 「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）に定める第3「救命救急センター」、第4「高度救命救急センター」又は第5「小児救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。

(2) 救急搬送実績については、以下の取扱いとする。

ア 救急搬送実績は、賃金の改善を実施する期間を含む年度（以下「賃金改善実施年度」という。）の前々年度1年間における実績とすること。

イ アにかかわらず、新規届出を行う保険医療機関については、新規届出を行った年度に限り、賃金改善実施年度の前年度1年間における実績とすること。

ウ ア及びイにかかわらず、令和4年度中に新規届出を行う「令和4年度（令和3年度からの繰越分）看護職員等処遇改善事業補助金」が交付された保険医療機関については、令和2年度における実績とすること。

エ 現に看護職員処遇改善評価料を算定している保険医療機関については、賃金改善実施年度の前々年度1年間の救急搬送実績が(1)のアの(ロ)の基準を満たさない場合であっても、賃金改善実施年度の前年度のうち連続する6か月間における救急搬送実績が100件以上である場合は、同(ロ)の基準を満たすものとみなすこと。ただし、本文の規定を適用した年度の翌年度においては、本文の規定は、適用しないこと。

(3) 当該評価料を算定する場合は、当該保険医療機関に勤務する看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師（非常勤職員を含む。）をいう。以下同じ。）に対して、当該評価料の算定額に相当する賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む。以下同じ。）の改善を実施しなければならないこと。

この場合において、賃金の改善措置の対象者については、当該保険医療機関に勤務する看護職員等に加え、当該保険医療機関の実情に応じて、当該保険医療機関に勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表1に定めるコメディカルである職員（非常勤職員を含む。）も加えることができる。

- (4) (3)について、賃金の改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うとともに、特定した賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならないこと。

また、賃金の改善は、当該保険医療機関における「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分により判断すること。

- (5) (3)について、安定的な賃金改善を確保する観点から、当該評価料による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下「ペア等」という。）により改善を図ること。

ただし、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）看護職員等処遇改善事業補助金」が交付された保険医療機関については、令和4年度中においては、同補助金に基づくペア等水準を維持することで足りるものとする。

- (6) 当該評価料を算定する場合は、当該保険医療機関における看護職員等の数（保健師、助産師、看護師及び准看護師の常勤換算の数をいう。以下同じ。）及び延べ入院患者数（入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）を算定している患者の延べ人数をいう。以下同じ。）を用いて次の式により算出した数【A】に基づき、別表2に従い該当する区分を届け出ること。

常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1）とする。

看護職員等の賃上げ必要額（当該保険医療機関の看護職員等の数×12,000円×1.165）

$$[A] = \frac{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10 \text{ 円}}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10 \text{ 円}}$$

- (7) (6)について、算出を行う月、その際に用いる「看護職員等の数」及び「延べ入院患者数」の対象となる期間、算出した【A】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月は別表3のとおりとする。「看護職員等の数」は、別表3の対象となる3か月の期間の各月1日時点における看護職員等の数の平均の数値を用いること。「延べ入院患者数」は別表3の対象となる3か月の期間の1月あたりの延べ入院患者数の平均の数値を用いること。

また、別表3のとおり、毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は算出を行った月内に地方厚生（支）局長に届出を行った上で、翌月（毎年4、7、10、1月）から変更後の区分に基づく点数を算定すること。新規届出時（区分変更により新たな区分を届け出る場合を除く。以下この項において同じ。）は、直近の別表3の「算出を行う月」における対象となる期間の数値を用いること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、別表3の対象となる3か月の「看護職員等の数」、「延べ入院患者数」及び【A】のいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。

- (8) 当該保険医療機関は、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

- (9) 当該保険医療機関は、(3)の賃金の改善措置の対象者に対して、賃金改善を実施する方法等について、3の届出に当たり作成する「賃金改善計画書」の内容を用いて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知すること。また、当該対象者から当該評価料に係る賃金改善

に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答すること。

## 2 届出に関する手続き等

(1) 看護職員処遇改善評価料の届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に定めがある場合を除き、実績を要しない。ただし、救急搬送実績については、1の(2)によること。

なお、施設基準に適合しなくなったため所定点数を算定できなくなった後に、再度届出を行う場合は、新規届出に該当しないものとすること。

(中略)

## 3 届出に関する事項

(1) 看護職員処遇改善評価料の施設基準に係る届出及び1の(6)及び(7)に基づき、新規届出時及び毎年3、6、9、12月において算出した該当する区分に係る届出は、様式1を用いること。

(2) 1の(6)に基づき算出した看護職員処遇改善評価料の見込額、賃金改善の見込額、賃金改善実施期間、賃金改善を行う賃金項目及び方法等について記載した「賃金改善計画書」を、様式2により新規届出時及び毎年4月に作成し、新規届出時及び毎年7月において、地方厚生(支)局長に届け出ること。

(3) 毎年7月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を様式3により作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。

(4) 事業の継続を図るため、職員の賃金水準(看護職員処遇改善評価料による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、当該保険医療機関の収支状況、賃金水準の引下げの内容等について記載した「特別事情届出書」を、様式4により作成し、届け出ること。

なお、年度を超えて看護職員等の賃金を引き下げるようになった場合は、次年度に(2)の「賃金改善計画書」を提出する際に、「特別事情届出書」を再度届け出る必要があること。

(5) 保険医療機関は、看護職員処遇改善評価料の算定に係る書類(「賃金改善計画書」等の記載内容の根拠となる資料等)を、当該評価料を算定する年度の終了後3年間保管すること。

別表1 (看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の賃金の改善措置の対象とすることができるコメディカル)

- ア 視能訓練士
- イ 言語聴覚士
- ウ 義肢装具士
- エ 歯科衛生士
- オ 歯科技工士
- カ 診療放射線技師
- キ 臨床検査技師
- ク 臨床工学校士
- ケ 管理栄養士
- コ 栄養士
- サ 精神保健福祉士
- シ 社会福祉士
- ス 介護福祉士
- セ 保育士
- ソ 救急救命士
- タ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師
- チ 柔道整復師
- ツ 公認心理師
- テ その他医療サービスを患者に直接提供している職種

(令和4年9月5日付事務連絡)

問9 区分番号「A500」看護職員待遇改善評価料の施設基準における別表1のテ「その他医療サービスを患者に直接提供している職種」とは、具体的にどのような職種か。

(答) 診療エックス線技師、衛生検査技師、メディカルソーシャルワーカー、医師事務作業補助者等が想定される。

別表2 (看護職員待遇改善評価料の区分)

[A]	看護職員待遇改善評価料の区分	点数
1.5 未満	看護職員待遇改善評価料 1	1点
1.5 以上 2.5 未満	看護職員待遇改善評価料 2	2点
2.5 以上 3.5 未満	看護職員待遇改善評価料 3	3点
3.5 以上 4.5 未満	看護職員待遇改善評価料 4	4点
4.5 以上 5.5 未満	看護職員待遇改善評価料 5	5点
5.5 以上 6.5 未満	看護職員待遇改善評価料 6	6点
6.5 以上 7.5 未満	看護職員待遇改善評価料 7	7点
7.5 以上 8.5 未満	看護職員待遇改善評価料 8	8点
8.5 以上 9.5 未満	看護職員待遇改善評価料 9	9点
9.5 以上 10.5 未満	看護職員待遇改善評価料 10	10点
10.5 以上 11.5 未満	看護職員待遇改善評価料 11	11点
11.5 以上 12.5 未満	看護職員待遇改善評価料 12	12点
12.5 以上 13.5 未満	看護職員待遇改善評価料 13	13点
13.5 以上 14.5 未満	看護職員待遇改善評価料 14	14点
(中略)		(中略)
71.5 以上 72.5 未満	看護職員待遇改善評価料 72	72点
(中略)		(中略)
335.0 以上	看護職員待遇改善評価料 165	340点